

コムストックローン約款

【コムストックローン・SBI証券】

日本証券金融株式会社

第1条（趣旨）

- 1 この約款は、日本証券金融株式会社（以下「日証金」といいます。）のコムストックローン・SBI証券（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と株式会社SBI証券（以下「提携証券会社」といいます。）および日証金との間の取引に関する事項を定めたものです。
- 2 前項に定めるコムストックローンとは、日証金が、提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様（提携証券会社に信用取引口座を開設されているお客様は除きます。以下同じとします。）に対し、当該お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。

第2条（融資要領）

- 1 契約の成立および契約期間
 - (1) 本融資契約は、お客様から日証金所定のコムストックローン利用申込書により申込みを受け、審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとします。
 - (2) 契約が成立した場合は、お客様に日証金のウェブサイトのログインIDおよびパスワードを発行します。ログインIDおよびパスワードについては次のとおり取り扱います。
 - ① お客様が本融資にかかる申込みおよび照会（以下「申込み等」といいます。）を行うにあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、日証金発行のログインIDおよびパスワードとお客様がご利用時に使用するログインIDおよびパスワードとが一致した場合のみ行うことができます。
 - ② 日証金は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、申込み等はお客様本人によってなされたものとみなします。
 - ③ ログインIDおよびパスワードの管理はお客様の責任において行うものとします。ログインIDおよびパスワードの漏洩によって発生した損害について日証金および提携証券会社はいつさいその責任を負いません。ただし、日証金および提携証券会社の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。
 - ④ ログインIDおよびパスワードの第三者への貸与または譲渡は禁止します。
 - (3) 本融資の契約期間は、契約締結の日から1年間とします。なお、契約期間満了日は、契約締結日の1年後の応当日の前日とし、その日が休日の場合はその翌営業日とします。
 - (4) 契約期間満了日までにお客様から日証金所定の方法により申込みがなされ、かつ、審査の結果、適当と認められた場合は、1年間更新されるものとし、以後も同様とします。更新が認められた場合は、その旨をお客様に通知します。
- 2 融資方法
 - (1) 本融資の実行は、日証金が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。
 - (2) 前号の申込みは、30万円以上、1万円単位とします。ただし、追加融資の場合は、10万円以上、

1万円単位とします。

- (3) 第1号の融資限度額は、第3条の定めに基づき担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち日証金が適当と認めるものの時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、3,000万円を上限とします。
- (4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。
- (5) 融資の実行は、申込受付日の当日（14時30分以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16時以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に日証金に届け出たお客様の銀行口座または提携証券会社の証券取引口座に振り込む方法により行うものとします。
- (6) 担保有価証券の時価額は、市場価格から日証金が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から日証金が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。

3 返済方法

- (1) 本契約の契約期間内であれば、融資金の返済をいつでも行うことができます。
 - (2) 返済を行うときは、前営業日までに日証金に通知していただきます。
 - (3) 返済は、次の方法によります。
 - ① 日証金の指定する日証金の銀行口座へ振り込む方法。
 - ② 担保有価証券を売却して当該売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）を返済に充当（以下「売却返済」といいます。）する方法。
 - ③ 提携証券会社の預り金（以下単に「預り金」といいます。）を返済に充当（以下「預り金返済」といいます。）する方法。
 - ④ その他日証金が特に認めた方法。
- ①の方法については日証金が返済のための振込みである旨を確認できた日、②から④までの方法については日証金に入金された日をもって、返済日とします。
- (4) 前号②に定める売却返済は、お客様が担保有価証券を売却した場合、日証金はお客様から委任を受け、提携証券会社に対し、お客様の証券取引口座から当該売却代金のうち日証金が指定する返済必要額に相当する金銭の引出しを請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。
 - (5) 第3号③に定める預り金返済は、お客様から申込みを受けた場合、日証金はお客様から委任を受け、提携証券会社に対し、お客様の証券取引口座から返済申込額に相当する金銭の引出しを請求し、当該返済申込額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。
 - (6) 前2号に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものとします。
 - ① 日証金の同意がなければ解除または変更しないこと。
 - ② 提携証券会社に対する売却代金引渡請求権または預り金返還請求権を第三者に譲渡したり、第三者のために担保を設定したり、重ねて受領を委任しないこと。
 - ③ 日証金が指定する返済必要額または預り金返済にかかる金額を直接、提携証券会社から受領しないこと。

4 利率、利息計算および徴収方法

- (1) 本融資の利率は、契約締結日において日証金が定めるところによるものとします。ただし、日証金は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、一般に行われる程度のものに変更できるものとし、変更する場合は、その旨をお客様に通知します。
- (2) 融資金の利息の計算は、融資の日から返済の日までとし、1年を365日とする日割計算によって行います。
- (3) 融資金の利息は、前月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、月次報告書によりお客様に通知し、毎月15日（休日の場合はその翌営業日）に支払っていただきます。

5 遅延損害金

お客様が第1項第3号に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第6条もしくは第15条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。

第3条（担保）

- 1 担保有価証券は、日証金に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとします。
- 2 担保を差し入れる場合は、日証金所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、お客様が提携証券会社の証券取引口座（振替決済口座）に現在および将来保有する第4項各号に掲げる有価証券について、日証金を権利者とする根質権を設定していただきます。根質権の設定は、社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程等の定めに従い、提携証券会社に開設した日証金の振替決済口座の質権口（以下「日証金質権口座」といいます。）への増加の記載または記録により行うものとします。
- 3 前項の根質権の設定のため、提携証券会社がおお客様の口座から日証金質権口座へ増加の記載または記録を行うにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。
- 4 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株式等の外国証券は除きます。
 - (1) 株式
 - (2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券
 - (3) 投資証券
 - (4) 投資信託の受益証券
 - (5) 受益証券発行信託の受益証券
- 5 日証金質権口座に記載または記録されている担保有価証券に対して交付される新株式その他の有価証券のうち、機構により日証金質権口座に増加の記載または記録がされるものについては、第2項に定める担保差入れにより、お客様はあらかじめ日証金に担保差入れの意思表示を行ったものとします。
- 6 担保有価証券の返戻（担保有価証券を売却したときを除きます。）は、コムストックローンにかかる債務がない場合に限り行うものとし、返戻の請求は、提携証券会社に対し、提携証券会社の定める方法により行うものとします。

- 7 担保有価証券につき、売却注文が執行された場合の売却代金（売却代金によって購入されたマネー・リザーブ・ファンド等の共有持分を含みます。）およびその引渡請求権についても担保権の効力が及ぶものとします。
- 8 お客様は、提携証券会社に対し、担保有価証券に対する根質権の設定等のために必要ないっさいの事務手続を依頼するものとします。
- 9 お客様は、日証金が担保有価証券の管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することについては、これに同意し、提携証券会社と日証金の定めるところに従うものとします。
- 10 担保有価証券については、この約款の規定が、お客様と提携証券会社との間の各種取引規程に優先するものとします。

第4条（担保不足等）

- 1 担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。）となった場合には、日証金からの請求により、直ちに日証金が適当と認める担保を追加差入れまたは融資金の一部を返済していただきます。
- 2 前項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について日証金が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに日証金が適当と認める担保を追加差入れしていただきます。
- 3 お客様は、担保不足その他日証金が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、日証金の提携証券会社への指示により日証金が債権保全上必要な範囲内において、提携証券会社からの金銭の引出し（預り金の出金）が停止されることに同意するものとします。

第5条（担保処分）

コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、日証金は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券を必ずしも法定の手続きによらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により日証金において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には日証金はこれを権利者に返還するものとします。

第6条（期限の利益の喪失）

- 1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始もしくは再生手続開始その他内外の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) お客様の日証金に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、日証金においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。

- (5) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が90%以上となったとき。
 - (6) 1か月以上にわたってお客様の意思確認が困難な状態になったとき。
 - (7) 相続の開始があったとき。
- 2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金からの請求によって日証金に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。
- (1) お客様が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
 - (3) お客様が日証金との取引約定に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第7条（月次報告書）

- 1 日証金とお客様との取引の明細については、毎月末現在を基準として月次報告書を作成し、翌月の1日（休日の場合はその翌営業日）に日証金からお客様に交付します。
- 2 前項の月次報告書の交付は、電子情報処理組織を使用する方法によるものとします。ただし、お客様から書面交付の申出があった場合は、書面を郵送する方法によるものとします。
- 3 お客様は、第1項の月次報告書によりその内容を確認し、記載内容に疑義がある場合は、すみやかに日証金に対して連絡していただきます。
- 4 第1項の月次報告書の交付後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、日証金は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。

第8条（危険負担、免責条項等）

- 1 お客様が日証金に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、日証金の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済していただきます。なお、日証金が請求した場合には直ちに代替りの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、日証金の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。
- 2 書類の印影を、お客様の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、書類、印鑑について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、書類の記載文言にしたがって責任を負うものとします。
- 3 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、およびお客様の権利を保全するためにお客様が日証金に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。
- 4 次に掲げる事項により生じた損害については、日証金および提携証券会社はその責任を負わないものとします。
- (1) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器の障害。
 - (2) 日証金および提携証券会社に故意または重過失がなく発生したシステム障害。
- 5 本契約に基づき行われた担保有価証券に対するいっさいの処分については、提携証券会社に対して異議を申し立てず、これによって生じた損害につき提携証券会社に対して損害賠償の請求を含むいっさいの請求をしないものとします。

第9条（届出事項の変更）

- 1 印鑑、住所、氏名その他日証金に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに日証金所定の届出事項変更届により届出をしていただきます。
- 2 前項の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由により、日証金が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

第10条（成年後見人等の届出）

- 1 お客様について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により届出をしていただくものとします。
- 2 お客様について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届出をしていただくものとします。
- 3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出をしていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、日証金の責に帰すべき場合を除いて、お客様の負担とします。

第11条（報告および調査）

- 1 財産、収入等の信用状態について日証金から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。
- 2 財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、日証金に対して遅滞なく報告していただくものとします。

第12条（解約）

- 1 次の場合には、本契約は解除されるものとします。この場合、残債務があるときは、直ちに弁済していただきます。
 - (1) お客様から解約の申出があったとき。
 - (2) お客様が第6条または第15条第3項に該当したとき。
 - (3) お客様が第13条によるこの約款変更に同意しないとき。
 - (4) お客様が提携証券会社との証券取引口座に関する契約を解約したとき。
 - (5) 日証金がやむをえない事由により解約を申し出たとき。
- 2 前項にかかわらず、お客様の債務が消滅した場合には、日証金は、本契約を解除することができるものとします。

第13条（約款の改訂変更）

この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他日証金の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の申入れがないときは、同意があったものとして取り扱います。

第14条（合意管轄）

この約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、日証金本店または支店の所在地を

管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて日証金の信用を毀損し、または日証金の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、日証金からの請求によって、日証金に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。
- 4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、日証金になんらの請求をしないものとします。また、日証金に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。

以 上

平成25年 7 月